

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

短期給付制度の改正について (通知)

地方公務員等共済組合法等が一部改正され、公立学校共済組合の短期給付制度が下記とおり改正されましたので、貴所属所の組合員へ周知をお願いします。

記

1 入院時の食事療養に係る標準負担額の見直し

組合員又は被扶養者が入院時に食事の提供(食事療養)を受けたときは、一定の自己負担額(以下「標準負担額」という。)を支払い、残りの額は共済組合が負担しているところであるが、この標準負担額について、入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、次の表のとおり平成28年4月から段階的に引き上げられ、併せて標準負担額の減額対象者の範囲が拡大された。

表: 入院時の食事療養に係る標準負担額

【改正前】 平成28年3月まで

【改正後】 平成28年4月から

対象者の区分		標準負担額 (自己負担額)	標準負担額(自己負担額)	
			平成30年3月 まで	平成30年4月 から
以下のいずれにも該当しない者		1食 260円	以下のいずれにも該当しない者	
			1食 360円	1食 460円
減 額 対 象 者	低所得者Ⅱ ※1	過去12か月の入院 日数が90日以内	1食 260円	
		過去12か月の入院 日数が90日超		
	低所得者Ⅰ※2 (70歳以上)	1食 100円	減 額 対 象 者	
低所得者Ⅱ ※1	過去12か月の入院 日数が90日以内	1食 210円		
	過去12か月の入院 日数が90日超	1食 160円		
低所得者Ⅰ※2 (70歳以上)		1食 100円	低所得者Ⅰ※2 (70歳以上)	

※1 組合員が市区町村民税非課税である場合

※2 組合員及び被扶養者全員の収入から必要経費及び控除額を除いた後の所得がない場合

※3 精神病床の長期入院患者については経過措置として当分の間据え置き

2 傷病手当金及び出産手当金の算定方法の変更

傷病手当金(傷病手当金附加金を含む。以下同じ。)及び出産手当金の1日当たりの給付額(以下「給付日額」という。)は、支給対象月の標準報酬月額を基に算定してきたところであるが、平成28年4月1日以後の休業日から、原則として、支給開始日の属する月以前の直近の継続した組合員期間12か月の各月の標準報酬月額の平均額を基に算定することとされた。

したがって、平成28年4月1日以後の給付日額は、支給開始日から固定されることになり、支給開始日以降、標準報酬月額が改定されても再算定は行わず、また、傷病手当金の受給者が、復職した後、同一傷病により療養のため再び勤務に服することができなくなった場合であっても、先の支給開始時に算定した傷病手当金の給付日額を支給することとなる。

(注) 出産手当金は、産前産後の休業期間について給料の全部又は一部が支給されないときに支給される給付金である。県費組合員の場合、特別休暇として給料が減額されないため、出産手当金は支給されない。

### (1) 給付日額の算定方法（本則）

平成28年4月1日以後の給付日額は、次の算定方法による。ただし、給付金の支給開始日が平成28年8月31日以前である場合の算定方法は、後述(2)の経過措置による。

なお、傷病手当金附加金の給付日額については、傷病手当金と同額とする。

また、勤務に服することができない日において給与が支給される場合の給与との調整方法及び傷病手当金における障害年金との調整方法は、従前のおりである。

#### ・算定方法

**原則** 支給開始日の属する月以前の直近の継続した組合員期間が12か月以上である場合

$$\text{給付日額} = \frac{\text{支給開始日（※1）の属する月以前の直近の継続した12か月の各月の標準報酬月額} \times 2}{22} \times \frac{2}{3}$$

(1円未満四捨五入)

※1 支給開始日とは、給付金の最初の支給対象日とする（以下同じ。）。

**【例】**平成28年8月まで標準報酬月額41万円、同年9月から標準報酬月額が47万円の組合員が、公務によらない傷病により平成28年10月に傷病手当金の支給が開始する場合の同月の算定例

標準報酬月額 41万円										標準報酬月額 47万円	
										支給開始月	
27年		28年									
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月

**【改正後】** 継続した12か月間(平成27年11月～平成28年10月)の各月の標準報酬月額を平均した額を基に算定

$$\frac{(41\text{万円} \times 10\text{月間} + 47\text{万円} \times 2\text{月間})}{12\text{月}} \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3} = 12,727\text{円(給付日額)}$$

※ 11月以降も上記の給付日額で固定

**【改正前】** 給付対象月(平成28年10月)の標準報酬月額を基に算定

$$47\text{万円} \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3} = 14,240\text{円(給付日額)}$$

**例外** 支給開始日の属する月以前の直近の継続した組合員期間が12か月未満である場合

$$\text{給付日額 (1円未満四捨五入)} = \text{次に掲げる①又は②のいずれか少ない額} \times \frac{2}{3}$$

- ① 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額の22分の1の額(10円未満四捨五入)
- ② 支給開始日の属する年度の前年度9月30日における全組合員の平均標準報酬月額(※2)の22分の1の額(10円未満四捨五入)

※2 全組合員の平均標準報酬月額は、任意継続組合員の掛金を計算する上で用いる平均標準報酬月額と同額とし、毎年度、共済組合から通知する。

なお、支給開始日の属する年度が平成28年度の場合に限っては、標準報酬制へ移行した平成27年10月1日における全組合員の平均標準報酬月額(44万円)とする。

(注) 傷病手当金については、病気休暇及び有給休職により1年(組合員期間12月)以上が経過し、無給休職となった日から給付が開始する例が多いことから、例外規定による算定例は少ないものと想定される。

(2) 経過措置(支給開始日が平成28年8月31日以前である場合の給付日額の算定方法)

平成27年10月1日の標準報酬制への移行日前である同年9月30日以前の組合員期間については、標準報酬月額が存在しない。

したがって、給付金の支給開始日が平成28年8月31日以前である場合、標準報酬月額が12か月ないことから、給付金の支給開始日の属する月によって、別紙一覧表のとおり経過措置が設けられた。

(3) 傷病手当金と出産手当金の調整

傷病手当金と出産手当金の両者を受給できる場合、両者の給付日額が常に同額であるため、傷病手当金は支給せず、出産手当金を優先して支給してきたところであるが、平成28年4月1日以後の休業日から給付日額の算定方法が変更されたことから、給付金の支給開始日によって、両者の給付日額に差が生じる場合がある。

この場合、傷病手当金の給付日額が出産手当金の給付日額より多いときは、出産手当金の全額と傷病手当金の一部(出産手当金との差額)を支給し、また、傷病手当金の給付日額が出産手当金の給付日額以下であるときは、出産手当金の全額を支給する。

表: 傷病手当金と出産手当金の調整

【改正前】平成28年3月まで		【改正後】平成28年4月から	
給付日額の比較	調整方法(支給額)	給付日額の比較	調整方法(支給額)
常に 傷病手当金日額 = 出産手当金日額	出産手当金日額(全額)	傷病手当金日額 > 出産手当金日額 のとき	出産手当金日額(全額) + 傷病手当金日額の一部 (傷病手当金日額-出産手当金日額)
		傷病手当金日額 ≤ 出産手当金日額 のとき	出産手当金日額(全額)

(注) 県費組合員の場合、出産手当金は支給されないことから、調整が生じるのは、市町村費組合員で出産手当金が支給される場合に限られる。

4 留意事項

- (1) 傷病手当金の給付日額の算定基礎となる標準報酬月額の平均額等は、給付期間の認定後、共済組合から組合員へ通知する。
- (2) 平成28年4月1日以後の休業日に係る傷病手当金のうち、既に請求があったものについては、別紙の経過措置により計算した額(改正前後で変更なし)を支給済みである。

問合せ先  
年金給付係 担当 若松・福山  
電話 099-286-5220

表:平成28年4月1日以後の休業日に係る傷病手当金及び出産手当金の給付日額の算定方法一覧

給付金の支給開始日の属する月(支給開始月)	支給開始月以前の直近の継続した組合員期間	組合員資格取得月	平成28年4月1日以後の休業日 に係る給付日額の算定方法	
平成27年9月以前	12か月以上	—	経過措置	平成27年10月の標準報酬月額 × 1/22 × 2/3
	12か月未満	—		次の①又は②のいずれか少ない額 × 1/22 × 2/3 ①平成27年10月の標準報酬月額 ②平成27年10月1日における全組合員の平均標準報酬月額(44万円)
平成27年10月から平成28年8月まで	12か月以上	—		平成27年10月から支給開始月までの継続した各月の標準報酬月額の平均額(例1) × 1/22 × 2/3
	12か月未満	平成27年9月以前 (標準報酬制移行前)		次の①又は②のいずれか少ない額 × 1/22 × 2/3 ①平成27年10月から支給開始月までの継続した各月の標準報酬月額の平均額(例2) ②平成27年10月1日における全組合員の平均標準報酬月額(44万円)
		平成27年10月以降 (標準報酬制移行後)		次の①又は②のいずれか少ない額 × 1/22 × 2/3 ①資格取得月から支給開始月までの継続した各月の標準報酬月額の平均額(例3) ②平成27年10月1日における全組合員の平均標準報酬月額(44万円)
平成28年9月以降	12か月以上	—		原則
	12か月未満	—	例外	次の①又は②のいずれか少ない額 × 1/22 × 2/3 ①支給開始月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額 ②支給開始月の属する年度の前年度9月30日(※)における全組合員の平均標準報酬月額 ※ 平成29年3月まで(28年度中)に支給が開始した場合においては、平成27年10月1日

例1 平成28年8月休業分から給付金の支給が開始した場合は、平成27年10月(標準報酬制へ移行した年月)から平成28年8月までの11か月間の各月の標準報酬月額の平均額

例2 平成27年4月に組合員資格を取得し、同年10月から給付金の支給が開始した場合は、平成27年10月(標準報酬制へ移行した年月)の標準報酬月額(10月の標準報酬月額÷1か月)

例3 平成28年4月に組合員資格を取得し、同年8月から給付金の支給が開始した場合は、平成28年4月(資格取得年月)から平成28年8月までの5か月間の各月の標準報酬月額の平均額

(注) 傷病手当金附加金の給付日額については、傷病手当金と同額とする。